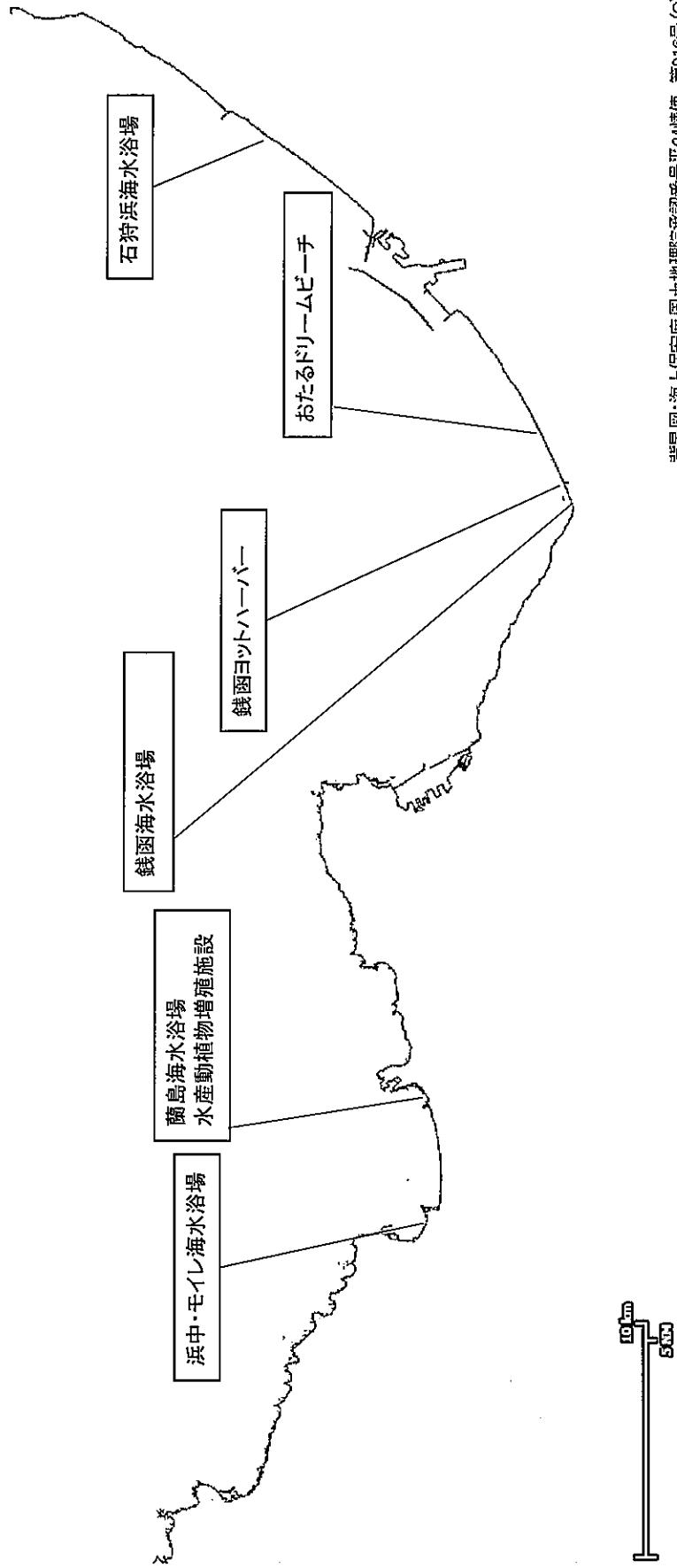
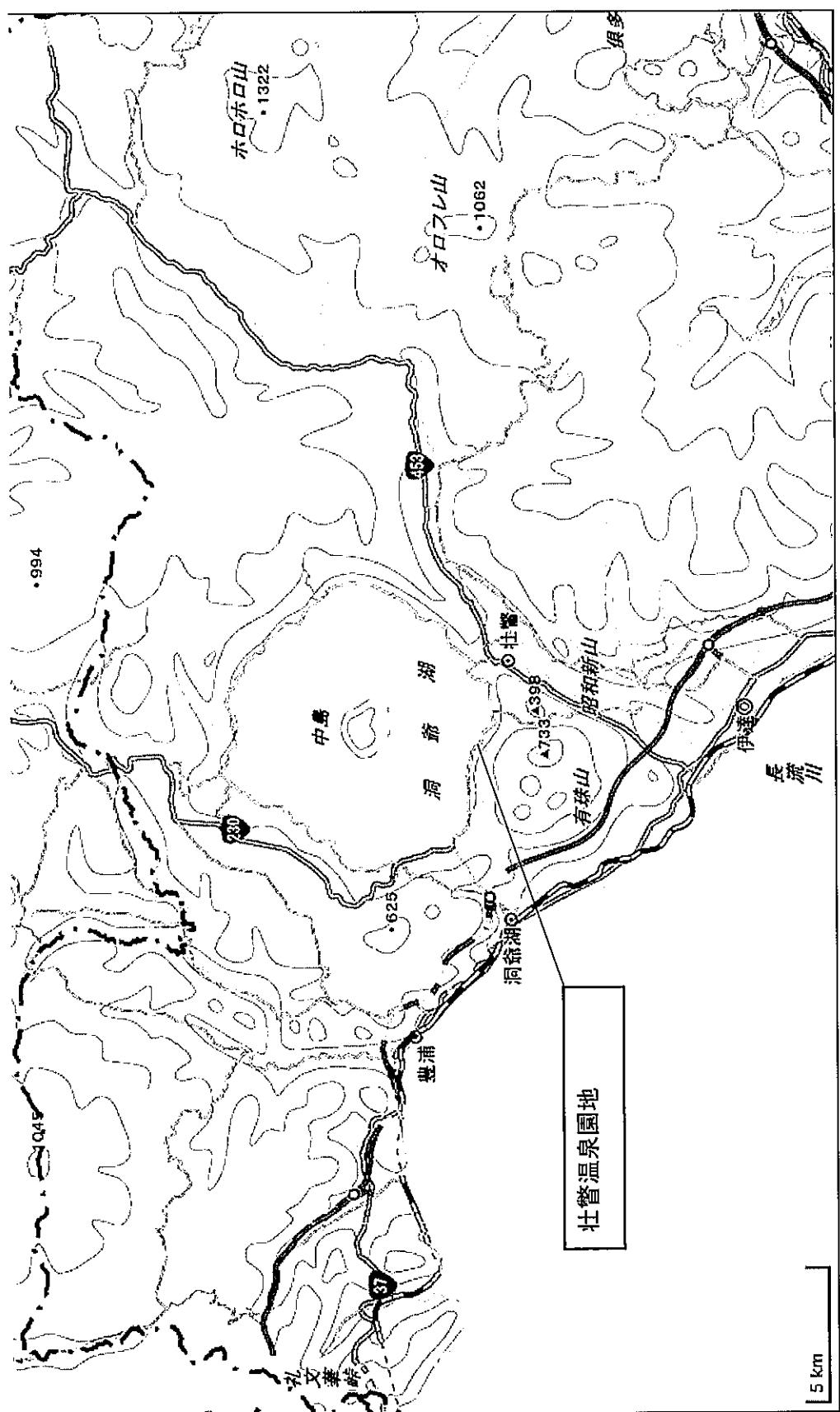


資料 4

令和 4 年度水域利用調整区域指定申出書（写）



背景図：海上保安庁 國土地理院承認番号平24情便、第916号、(C)Esri Japan



## 水域利用調整区域指定申請一覧（令和4年度）

令和4年6月24日（金）～

	1	2	3	4	5	6	7
名称	石狩浜海水浴場	おたるドリームビーチ	銭函海水浴場	銭函海水浴場	①蘭島海水浴場 ②水産動植物増殖施設	浜中・モイレ海水浴場	壯瞥温泉園地
申出者	石狩市 市長 加藤 龍幸	ドリームビーチ協同組合 理事長 深井 静枝	小樽市 市長 迫 優哉	銭函海水浴場組合 組合長 錦田 和樹	①蘭島海水浴場組合 組合長 佐賀 詔一 ②小樽市漁業協同組合 代表理事組合長 島 秀樹	余市町 町長 齋藤 啓輔	壯瞥町 町長 田鍋 敏也
申出者住所	石狩市花川北6条1丁目30番地 2	小樽市銭函3丁目70番地先	小樽市花園町2丁目12番1号	小樽市銭函3丁目3番地1	①小樽市蘭島1丁目10番31号 ②小樽市色内3丁目5番18号	余市郡余市町朝日町26番地 有珠郡壮瞥町字流之町287番地7	
申出者連絡先	0133-72-3167	0134-62-4233	0134-32-4111	0134-26-6955	①0134-64-2144 ②0134-22-5134	0135-21-2125	0142-66-2121
指定場所	石狩市弁天町地先	小樽市銭函3丁目75番地先	小樽市銭函町3丁目46番地	小樽市銭函3丁目	小樽市蘭島1丁目	余市郡余市町浜中町	壯瞥町字壮瞥温泉62番地
施設等	石狩浜海水浴場（遊泳区 域）：海岸線600m、沖出 し60m 30m	おたるドリームビーチ（遊泳 区城）：海岸線530.5m、沖 出し60m	銭函海水浴場（遊泳区域）： 海岸線350m、沖出 し30m	①蘭島海水浴場（遊泳区 域）：海岸線800m、沖出 し70m ②漁業施設 ・フゴッペ地区9,000m <sup>2</sup> ・シマベリ地区5,000m <sup>2</sup>	①沖出し100m、右側漁業施設 まで 左側漁業施設まで ②漁業施設 ・フゴッペ地区 ・シマベリ地区 施設から沖出し100m 施設から沖出し100m	海岸線600m、沖出し100m 海岸線480m、沖出し230m 海岸線250m、沖出し110m	海岸線170m、沖出し右280 m、沖出し左300m
規模	指定区域	海岸線700m、沖出し80m	海岸線670.5m、沖出し110m	海岸線250m、沖出し260m	令和4年 6月24日（金）～ 8月31日（水）	令和4年 7月2日（土）～ 8月24日（水）	令和4年 7月15日（金）～ 8月16日（火）
調整区域指定期間	令和4年 7月9日（土）～ 8月21日（日）	令和4年 6月24日（金）～ 8月31日（水）					令和4年 7月1日（金）～ 9月30日（金）
前年度申請との相違点	指定期間 (R3. 7. 10～8. 22)	指定期間 (R3. 6. 25～8. 31)	指定期間 (R3. 7. 3～8. 24)	指定期間 (R3. 7. 16～8. 15)	指定期間 (R3. 7. 1～9. 30)		

## 水域利用調整区域指定申出書

令和4年4月15日

北海道知事様

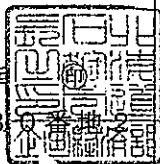
### [申出者]

団体名 石狩市

職・氏名 石狩市長 加藤龍幸

住所 石狩市花川北6条1丁目3番地

電話番号 (0133) 72-3167



北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第18条第2項の規定により、次のとおり水域利用調整区域の指定を申し出ます。

1 指定を求める水域の区域	海水浴場の遊泳区間から左右50メートル、沖合い50メートルを含む地域（添付地図のとおり）
2 指定を求める期間	令和4年7月9日から 令和4年8月21日まで
3 指定を求める行為	別紙のとおり
4 指定を求める理由	別紙のとおり
5 その他	

注1 [申出者] の欄については、申出者が団体である場合の職・氏名の欄は代表者のものを記入し、申出者が個人である場合の団体名の欄の記入及び職・氏名欄における職の記入は不要とすること。

なお、職・氏名欄に申出者本人が署名した場合は、押印を省略することができます。

2 1の欄は、指定を受けようとする水域の区域を具体的に記入し、当該区域を正確に明示してある地図等の書類を併せて添付すること。

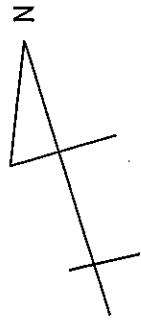
3 4の欄は、指定を求めようとする水域の年間遊泳者数（一番多い時期の1日当たりの数）、プレジャーボート等の集隻数（一番多い時期の1日当たりの数）、遊泳者等とプレジャーボート等の混在状況、プレジャーボート等の運行の状況、過去における事故の発生状況、地元における水難事故等防止の取組状況及びその効果の程度など、指定を求めようとする区域の実情を具体的に記入すること。

4 5の欄は、区域指定に係る特記事項等があれば、適宜記入すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 指定を求める行為	添付地図で示した水域利用調整区域内における全てのプレジャー・ボートの航行を禁止する。
4 指定を必要とする理由	<p>石狩浜海水浴場（あそびーち石狩）は、札幌中心部から車で約40分程度に位置する道内最大級の入込客数（令和3年度実績：189,879人）を誇る海水浴場であり、家族連れやキャンプ利用者など、多くの市民及び札幌圏の住民に利用されています。</p> <p>その中、近年は海洋レジャーの多様化に伴い、水上オートバイやモーター・ボート等のプレジャー・ボートが多く見られ、石狩浜海水浴場に隣接している石狩湾新港東埠頭付近の海岸には、プレジャー・ボートが一日に最大20隻程度が集まり、そこを拠点に、一部が石狩浜へ走行してきています。</p> <p>なお、現地では遊泳者にプレジャー・ボートが接近してくるとライフセーバーや水難救済会で場外放送により注意を促しているため、重大な事故は発生していませんが、今後の水難事故の防止や安全確保のため、海水浴場の遊泳区域内にプレジャー・ボートを進入させない措置が必要であり、水域利用調整区域の指定を受けることが不可欠となっています。</p> <p>遊泳者がより一層安心・安全に利用できる海水浴場を維持するため、水域利用調整区域の指定を申請します。</p>

# 石狩浜海水浴場



海 側

700m

80m

水域利用調整区域

600m

50m

海水浴場 遊泳区域

30m

50m

350m

監視塔

監視塔

監視塔

監視塔

50m

陸 側

→ 救助艇等航路

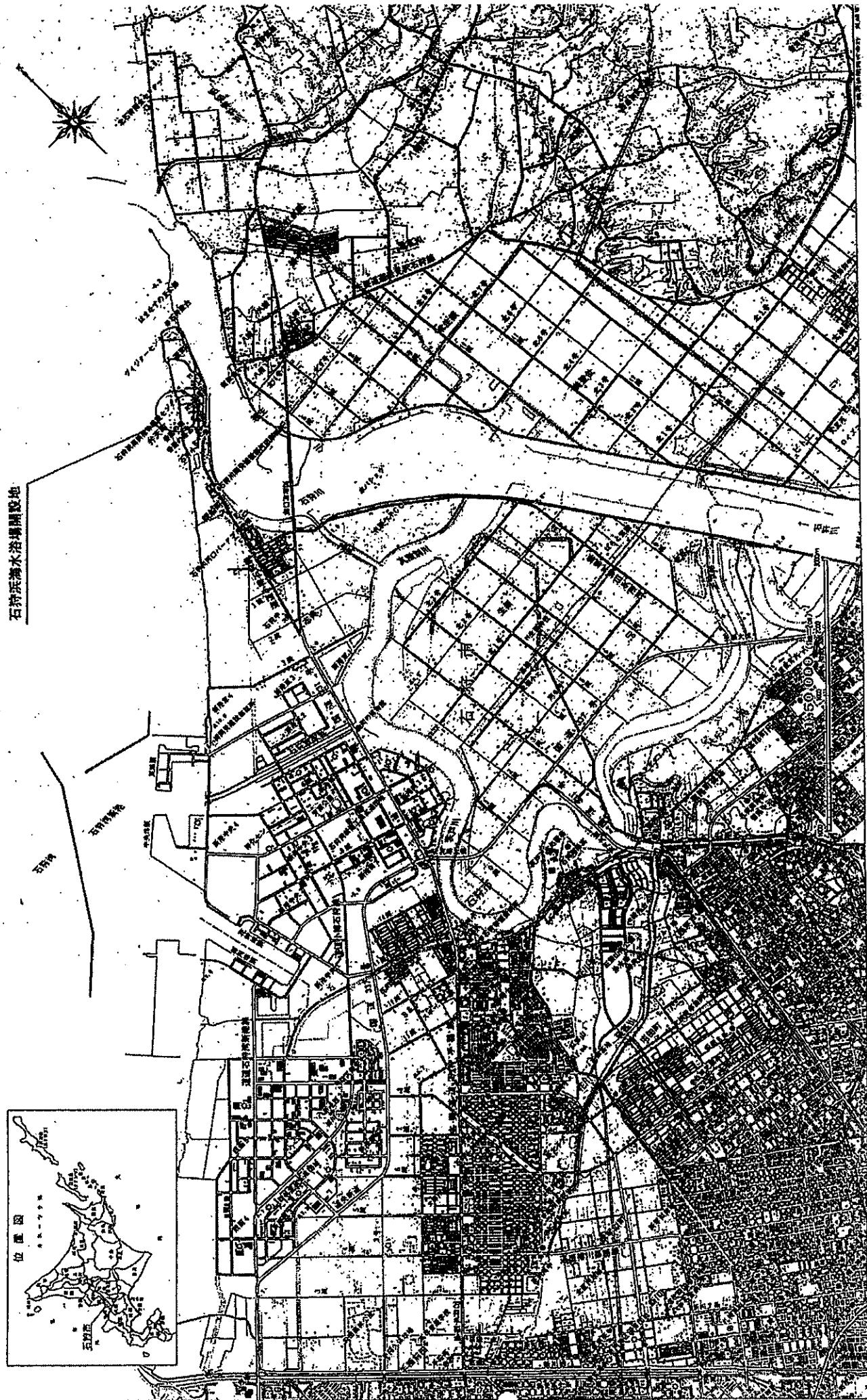
位置図

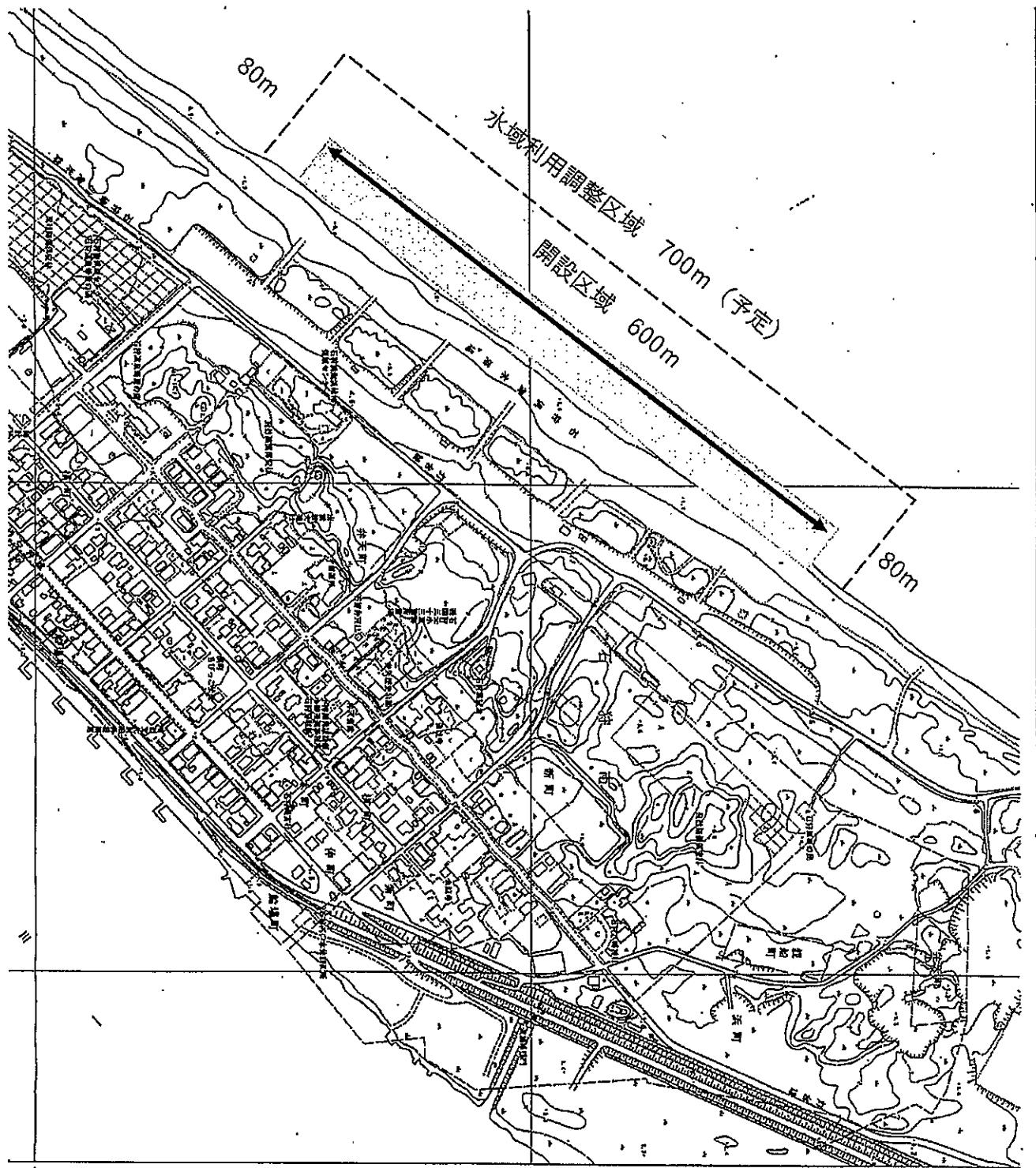
1/50,000



位置図

1/50,000





別記第3号様式（第10条関係）

水域利用調整区域指定申出書

令和4年4月26日

北海道知事 鈴木直道様

〔申出者〕

団体名 ドリームビーチ協同組合

職・氏名 理事長 深井 静枝

住所 小樽市銭函3丁目70番地先

電話番号 (0134) 62-4233



北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第18条第2項の規定により、次のとおり水域利用調整区域の指定を申し出ます。

1 指定を求める水域の区域	添付地図のとおり
2 指定を求める期間	令和4年6月24日 から 令和4年8月31日 まで
3 指定を求める行為	別紙のとおり
4 指定を必要とする理由	別紙のとおり
5 その他	

注1 〔申出者〕の欄については、申出者が団体である場合の職・氏名の欄は代表者のものと記入し、申出者が個人である場合の団体名の欄の記入及び職・氏名欄における職の記入は不要とすること。

なお、職・氏名欄に申出者本人が署名した場合は、押印を省略することができます。

2 1の欄は、指定を受けようとする水域の区域を具体的に記入し、当該区域を正確に明示してある地図等の書類を併せて添付すること。

3 4の欄は、指定を求めようとする水域の年間遊泳者数（一番多い時期の1日当たりの数）、プレジャーボート等の集隻数（一番多い時期の1日当たりの数）、遊泳者等とプレジャーボート等の混在状況、プレジャーボート等の運行の状況、過去における事故の発生状況、地元における水難事故等防止の取組状況及びその効果の程度など、指定を求めようとする区域の実情を具体的に記入すること。

4 5の欄は、区域指定に係る特記事項等があれば、適宜記入すること。

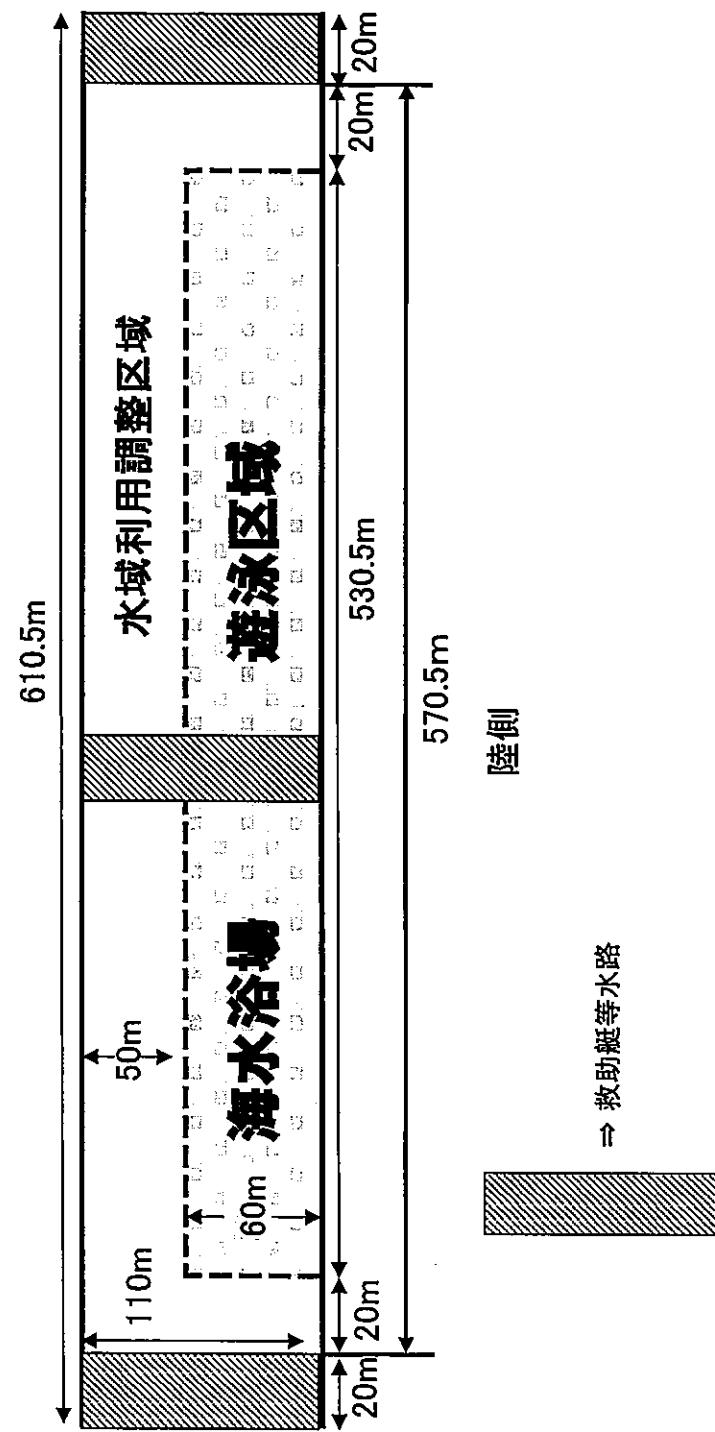
5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(別紙)

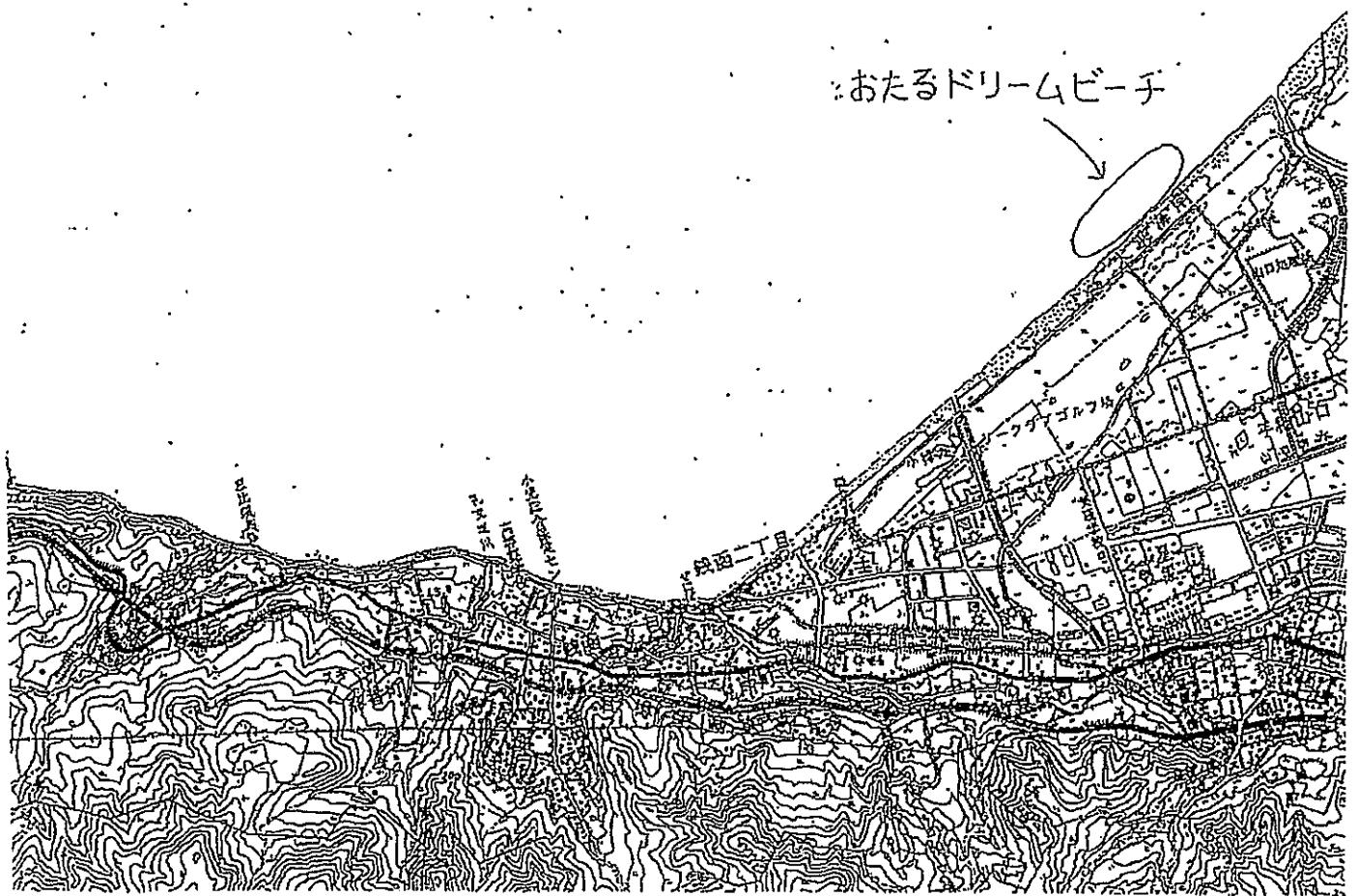
3 指定を求める行為	添付地図で示した水域利用調整区域内における全てのプレジャー・ボートの航行を禁止する。
4 指定を必要とする理由	<p>おたるドリームビーチは、昨年は約 152,000 人が訪れる道内でも最大規模の遠浅で安全な海水浴場として、多くの人に利用されております。一方で、近年の海のレジャーの多様化に伴い、水上オートバイ、モーター・ボート等のプレジャー・ボートが周辺水域に多数出没しており、当ビーチ両サイドの、銭函及び新川河口方面からの水上オートバイが平日で 1 日平均 10 台程度、休日の多いときには 20 ~ 30 台確認される状態となっております。これまででは、当ビーチの組合やライフセーバー等が放送等により注意喚起を図ってきたことから、プレジャー・ボートと海水浴客との事故は発生しておりません。また、平成 16 年度より同ビーチの遊泳区域の周辺水域が水域利用調整区域に指定されたことにより、水上オートバイが遊泳区域内を高速で走行するなどの事例も激減しております。</p> <p>浜茶屋の配置は、平成 30 年度から全体を小樽側に寄せ、遊泳区域も約 600 m と縮小し遊泳客の安全確保を最優先としました。</p> <p>なお、救助艇等のための 3箇所の水路にはブイ（浮玉）及び看板を設置し、遊泳者に広く周知をするとともに、安全確保に十分に努めてまいります。</p> <p>このように組合でもプレジャー・ボートに関する安全な運用を努めていますが、海水浴場の遊泳区域内にプレジャー・ボートを進入させないことが最も必要な措置であり、例年、水域利用調整区域の外側水域を高速で走行する水上オートバイが多いことから、遊泳区域より広範囲な区域設定をすることが望ましいものと考えております。</p> <p>今年度も遊泳者の安全を確保し、事故を未然に防ぐため、特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。</p>

# おたるドリームビーチ

海側



⇒ 救助艇等水路



別記第3号様式（第10条関係）

水 域 利 用 調 整 区 域 指 定 申 出 書

令和4年4月26日

北海道知事 鈴木直道様

〔申出者〕

団体名 小樽市

職・氏名 小樽市長 迫俊

住所 小樽市花園2丁目12番1号

電話番号 (0134) 32-4111



北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第18条第2項の規定により、  
次のとおり水域利用調整区域の指定を申し出ます。

1 指定を求める水域の区域	添付地図のとおり
2 指定を求める期間	令和4年6月24日 から 令和4年8月31日 まで
3 指定を求める行為	別紙のとおり
4 指定を必要とする理由	別紙のとおり
5 その他	

注1 〔申出者〕の欄については、申出者が団体である場合の職・氏名の欄は代表者のものと記入し、申出者が個人である場合の団体名の欄の記入及び職・氏名欄における職の記入は不要とすること。

なお、職・氏名欄に申出者本人が署名した場合は、押印を省略することができます。

2 1の欄は、指定を受けようとする水域の区域を具体的に記入し、当該区域を正確に明示してある地図等の書類を併せて添付すること。

3 4の欄は、指定を求めようとする水域の年間遊泳者数（一番多い時期の1日当たりの数）、プレジャーボート等の集隻数（一番多い時期の1日当たりの数）、遊泳者等とプレジャーボート等の混在状況、プレジャーボート等の運行の状況、過去における事故の発生状況、地元における水難事故等防止の取組状況及びその効果の程度など、指定を求めようとする区域の実情を具体的に記入すること。

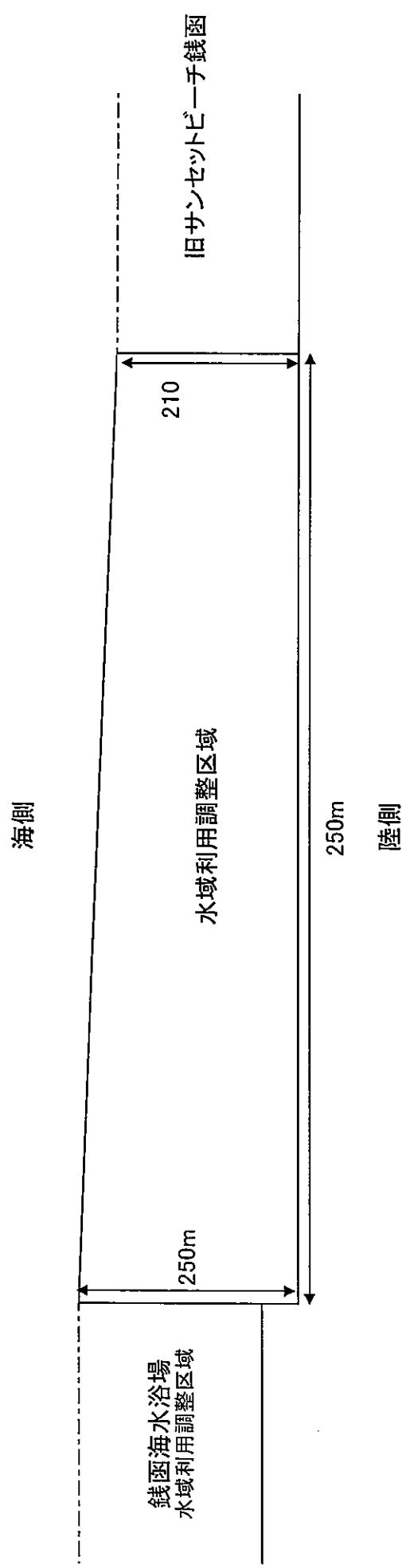
4 5の欄は、区域指定に係る特記事項等があれば、適宜記入すること。

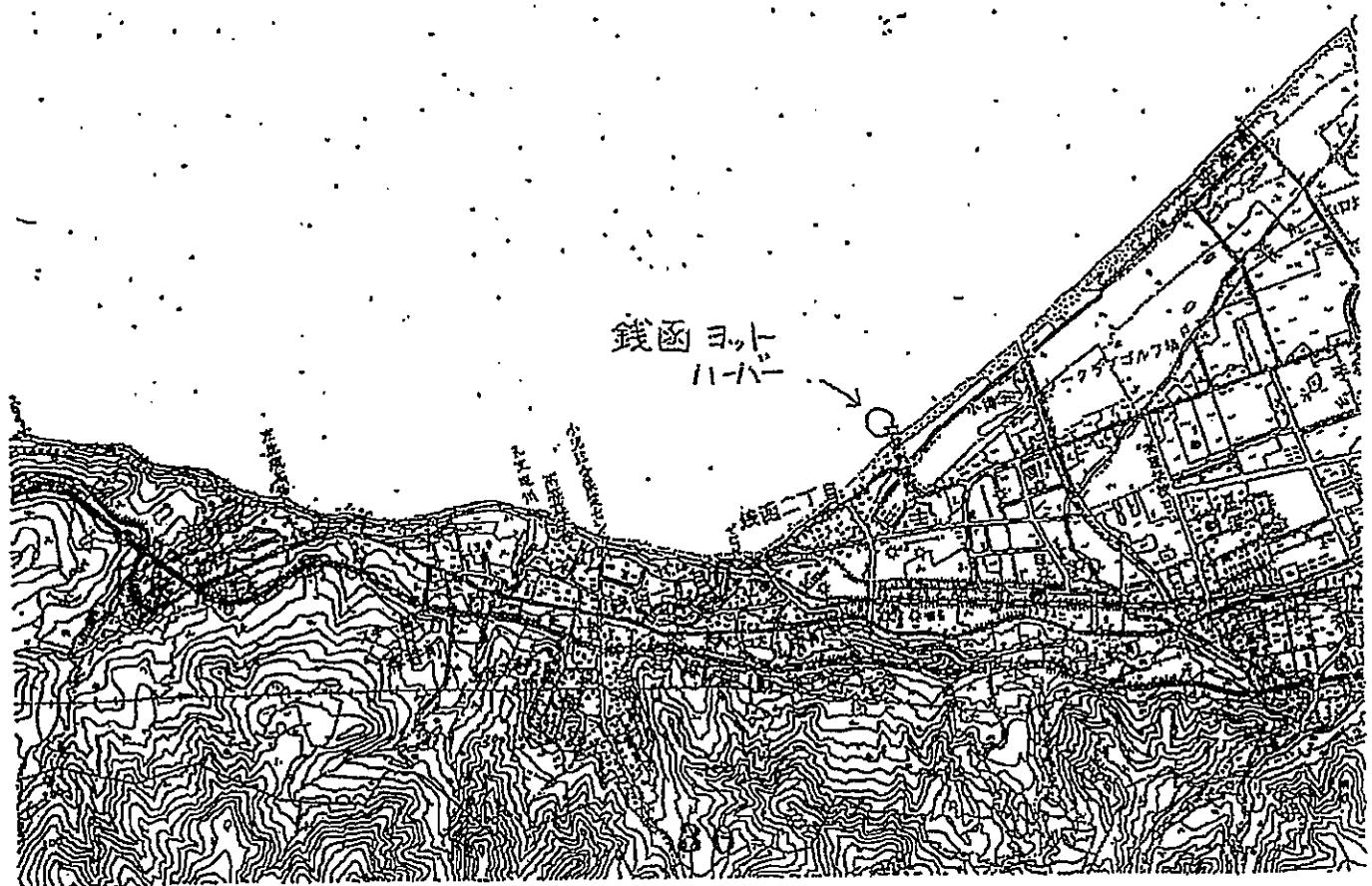
5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## (別紙)

3 指定を求める行為	添付地図で示した水域利用調整区域内における全てのプレジャー・ボートの航行を禁止する。
4 指定を必要とする理由	<p>銭函ヨットハーバーは、有限会社札幌スポーツクラブが運営する北海道のマリンスポーツに長年にわたり寄与してきた施設であり、利用者全てが有限責任中間法人札幌セーリング協会の会員であります。銭函海水浴場とサンセットビーチ銭函（今年度の開設は未定）の間の約250mを陸上拠点とし、シーズン中には延べ約3,500艇のヨットやボードセーリングが出入りしています。</p> <p>以前は、付近を横行する水上オートバイが多く、1日約15台、多いときには約40台が当センターのヨットやボードセーリングと混在している状態がありました。特に水上オートバイが岸辺近くに入り込むと、ヨットやボードセーリングの舵が効かず帆走が不安定な水域と重なるため、引き波による転覆や転落、衝突回避による転落などの危険が生じていました。そのため、後志総合振興局小樽建設管理部の許可を得て、サンセットビーチ銭函のラインに合わせて海上に浮き玉を設置し、衝突の危険を最小限に抑えているところではありますが、帆走が不安定な水域は岸から沖合約200mであり、当該ハーバーの安全措置では、手に負えないのが現状です。この水域において、ヨットやボードセーリングと水上オートバイとの混在をより避けるため、隣接するサンセットビーチ銭函と合わせた沖合の範囲で、水域利用調整区域の指定を行ったところ、付近を横行する水上オートバイが激減し、非常に安全性が高まったことから、今年度も引き続き、水域利用調整区域の指定をお願いしたく、申請するものです。</p>

# 第三回 水域利用調整区域





別記第3号様式（第10条関係）

## 水域利用調整区域指定申出書

令和4年4月26日

北海道知事 鈴木直道様

〔申出者〕

団体名 銭函海水浴場組合

職・氏名 組合長 鎌田和樹

住所 小樽市銭函3丁目3番地1

電話番号 0134-26-6955



北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第18条第2項の規定により、次のとおり水域利用調整区域の指定を申し出ます。

1 指定を求める水域の区域	添付地図のとおり
2 指定を求める期間	令和4年7月2日から 令和4年8月24日まで
3 指定を求める行為	別紙のとおり
4 指定を必要とする理由	別紙のとおり
5 その他	

注1 〔申出者〕の欄については、申出者が団体である場合の職・氏名の欄は代表者のものを記入し、申出者が個人である場合の団体名の欄の記入及び職・氏名欄における職の記入は不要とすること。

なお、職・氏名欄に申出者本人が署名した場合は、押印を省略することができます。

2 1の欄は、指定を受けようとする水域の区域を具体的に記入し、当該区域を正確に明示してある地図等の書類を併せて添付すること。

3 4の欄は、指定を求めようとする水域の年間遊泳者数（一番多い時期の1日当たりの数）、プレジャーボート等の集隻数（一番多い時期の1日当たりの数）、遊泳者等とプレジャーボート等の混在状況、プレジャーボート等の運行の状況、過去における事故の発生状況、地元における水難事故等防止の取組状況及びその効果の程度など、指定を求めようとする区域の実情を具体的に記入すること。

4 5の欄は、区域指定に係る特記事項等があれば、適宜記入すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(別紙)

3 指定を求める行為	添付地図で示した水域利用調整区域内における全てのプレジャー・ボートの航行を禁止する。
4 指定を必要とする理由	<p>銭函海水浴場は、おたるドリームビーチやサンセットビーチ銭函よりも銭函市街側に位置しており、令和3年度の年間遊泳者数は36,033人と多くの方に利用されております。一方で、近年の海のレジャーの多様化に伴い、水上オートバイ、モーター・ボート等のプレジャー・ボートが多く見られるようになり、銭函海水浴場でも平日で5台、休日の多いときには20台程度を確認しております。組合では、遊泳区域内にプレジャー・ボートが近づき進入しそうな場合には、その都度、放送設備やメガホン等で注意や指導をしています。</p> <p>16年度に水域利用調整区域の指定を受け、水上オートバイが関係する事件や事故がなくなったこと、また、プレジャー・ボートと遊泳者との水難事故を防ぎ、遊泳者の安全を確保するためには、海水浴場の遊泳区域内にプレジャー・ボートを進入させないことが最も必要な措置であると考えていることから、今後も引き続き、遊泳区域より広範囲な水域利用調整区域の指定が必要であると認識しております。</p> <p>遊泳者の安全を確保し、事故を未然に防ぐため、特段の御配慮をお願いいたします。</p>

# 錢函海水浴場

海側

480m

離岸堤

離岸堤

210  
230

水域利用調整区域

錢函ヨットハーバー  
水域利用調整区域(予定)

海水浴場  
遊泳区域

30m

船揚場

50m

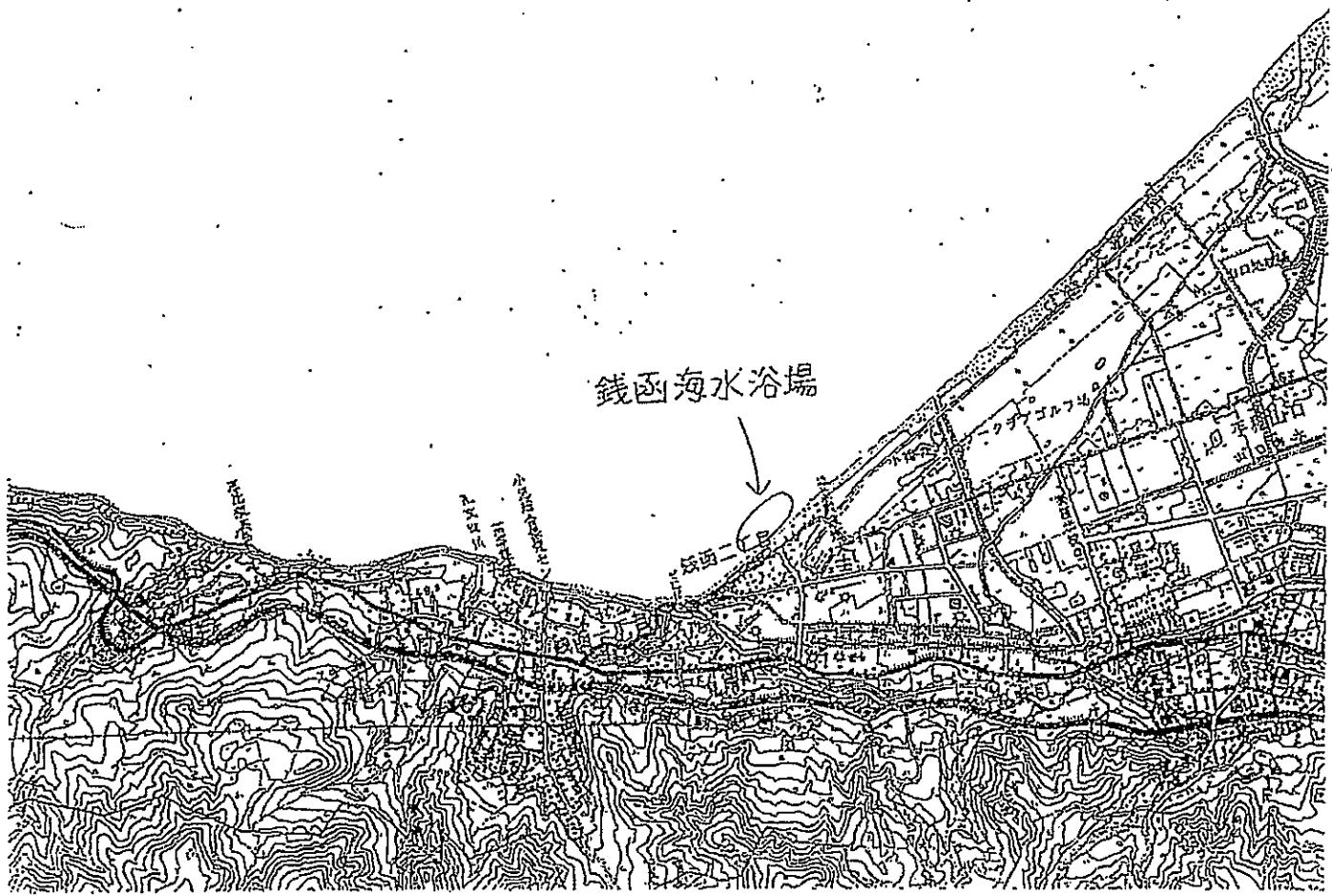
350m

80m

陸側

水浴場

錢函海水浴場

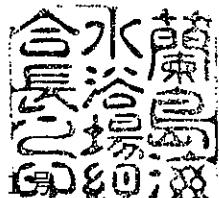


## 水域利用調整区域指定申出書

令和4年4月25日

北海道知事 鈴木直道様

〔申出者〕



団体名 蘭島海水浴場組合

職・氏名 組合長 佐賀詔一

住所 小樽市蘭島1丁目10番3号

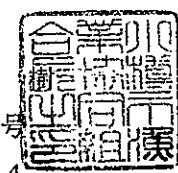
電話番号 (0134) 64-2144

団体名 小樽市漁業協同組合

職・氏名 代表理事組合長 嶋秀

住所 小樽市色内3丁目5番18号

電話番号 (0134) 22-5134



北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第18条第2項の規定により、次のとおり水域利用調整区域の指定を申し出ます。

1 指定を求める水域の区域	添付地図のとおり
2 指定を求める期間	令和4年7月8日から 令和4年8月21日まで
3 指定を求める行為	別紙のとおり
4 指定を必要とする理由	別紙のとおり
5 その他	

注1 〔申出者〕の欄については、申出者が団体である場合の職・氏名の欄は代表者のものと記入し、申出者が個人である場合の団体名の欄の記入及び職・氏名欄における職の記入は不要とすること。

なお、職・氏名欄に申出者本人が署名した場合は、押印を省略することができます。

2 1の欄は、指定を受けようとする水域の区域を具体的に記入し、当該区域を正確に明示してある地図等の書類を併せて添付すること。

3 4の欄は、指定を求めようとする水域の年間遊泳者数（一番多い時期の1日当たりの数）、プレジャーボート等の集隻数（一番多い時期の1日当たりの数）、遊泳者等とプレジャーボート等の混在状況、プレジャーボート等の運行の状況、過去における事故の発生状況、地元における水難事故等防止の取組状況及びその効果の程度など、指定を求めようとする区域の実情を具体的に記入すること。

4 5の欄は、区域指定に係る特記事項等があれば、適宜記入すること。

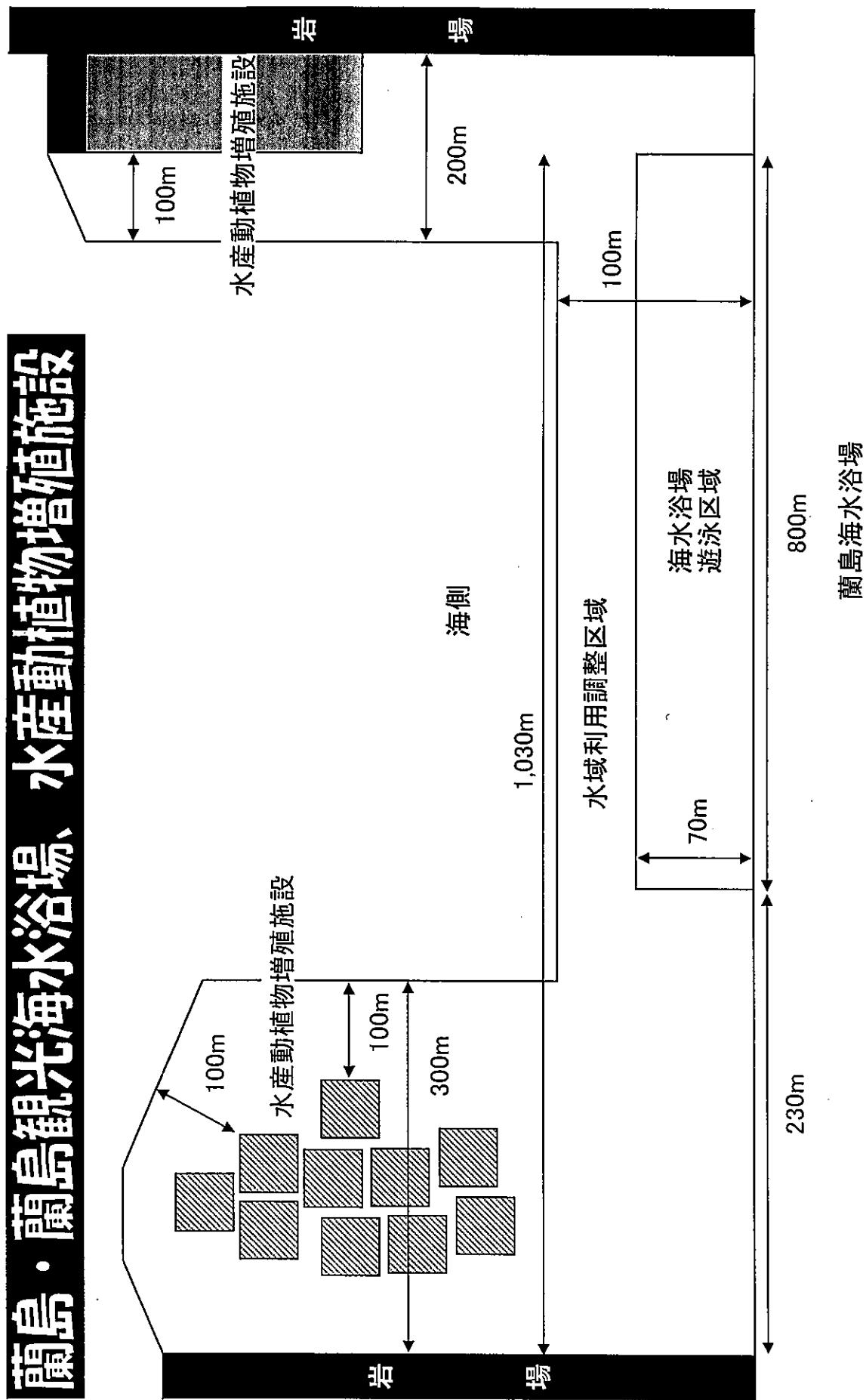
5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

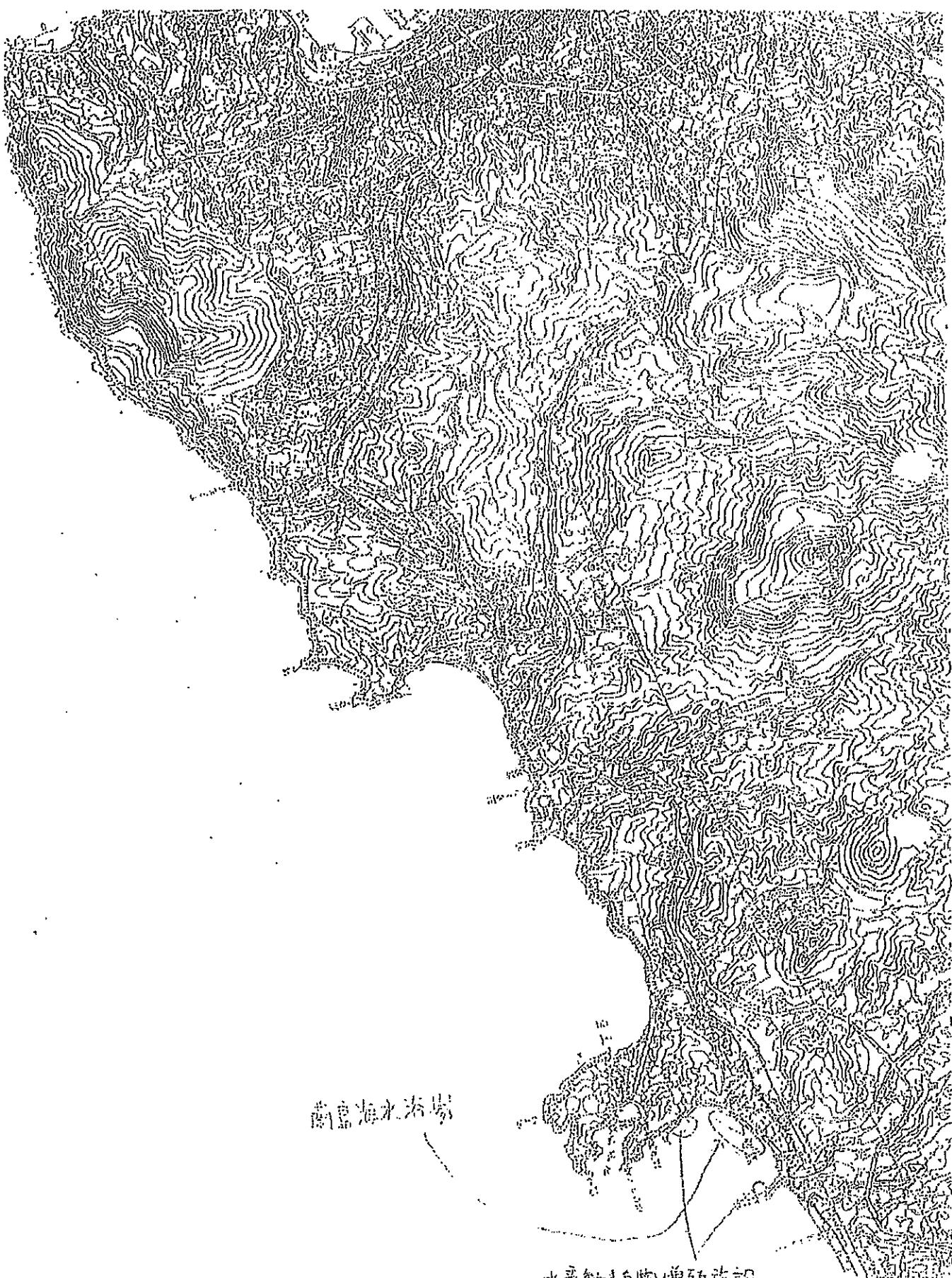
3 指定を求める行為	添付地図で示した水域利用調整区域内における全てのプレジャーボートの航行を禁止する。
4 指定を必要とする理由	<p>蘭島海水浴場は、小樽市の最も余市側に位置する海水浴場で、令和3年度の年間遊泳者数は、130,600人、と家族連れを中心に多くの方に利用されております。近年の海のレジャーの多様化に伴い、水上オートバイ、モーターべート等のプレジャーボートが多く見られるようになり、蘭島海水浴場区域でも多い時には平日で3～5台、休日で8～10台確認しております。</p> <p>蘭島海水浴場については、平成18年度から水域利用調整区域に指定されたことにより、遊泳者の間を高速で走行する危険な水上オートバイ等が激減したことから、今後も水難事故防止のために水域利用調整区域の指定を継続させることが必要であると認識しております。</p> <p>また、蘭島海水浴場区域の沖合に位置する水産動植物増殖施設は、小樽市漁業協同組合が当該地区の重要な生産物であるウニの増殖を図ることを目的に、異型ブロックと大割石の組み合せ囲い礁を、フゴッペ地区に9,000m<sup>2</sup>、シマベリ地区に5,000m<sup>2</sup>の地先型増殖場を整備して資源の維持増大に努めています。また、この地区では、約15隻の漁船が出入りし、作業をしています。</p> <p>しかしながら、近年の海のレジャーの多様化に伴い、水上オートバイ、モーターべート等のプレジャーボートが多く見られるようになり、平日は約3～5台、休日は約10～15台が増殖場まで入り込み、約15隻の漁船と交錯する状況にあります。また、操業中の漁船のそばにおいて急旋回するなど、衝突のおそれを感じるほか、プレジャーボートのひき波で漁船が転覆する寸前の横波を受け、操業を停止したことが数回あるという報告もあります。プレジャーボートの中には、増殖場近くに長時間居座るものや、頻繁に増殖場に引き返してくるものも多く、操業に大きな障害が発生しているのが現状です。</p> <p>今のところ、これら水上オートバイに対して、注意や警告を行う方法がなく、危険な環境の中で操業せざるを得ず、深刻な悩みを抱えております。</p> <p>漁業の操業上、安全を確保するためには、水域利用調整区域の指定を受け、プレジャーボート等を増殖場付近から排除することが、必要不可欠であると認識しております。</p> <p>また、プレジャーボートと遊泳者、プレジャーボートと</p>

漁船との水難事故を防ぎ、遊泳者及び漁業者の安全を確保するためには、海水浴場及び増殖場の区域内にプレジャー・ボートを進入させないことが最も必要な措置であり、そのためには、それぞれの区域より広範囲な区域設定することが望ましいと考えております。

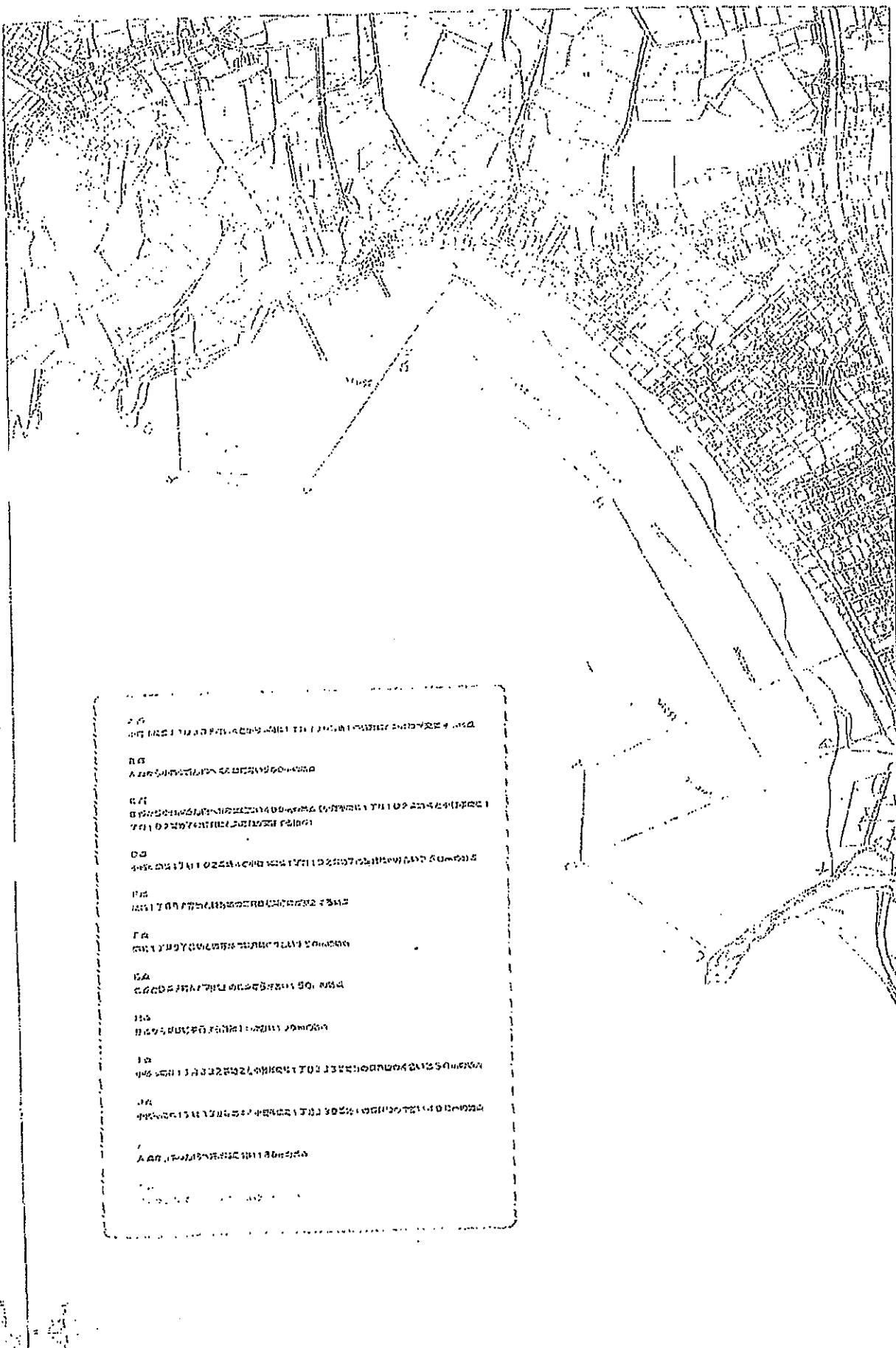
財団法人海技資格更新協力センターの「海技と知識 小型船舶操縦免許証更新講習用テキスト」(平成18年5月1日 第7版)によれば、水上オートバイの制動距離（停止するまでの距離）は、約80～120m（平均100m）であることから、遊泳区域よりも100m広く水域利用調整区域を設定していただきたく、さらに、蘭島海水浴場区域、水産動植物増殖施設が非常に近接していることから、蘭島海水浴場組合と小樽市漁業協同組合の2者連名で申請し、区域の一体化を図るものです。

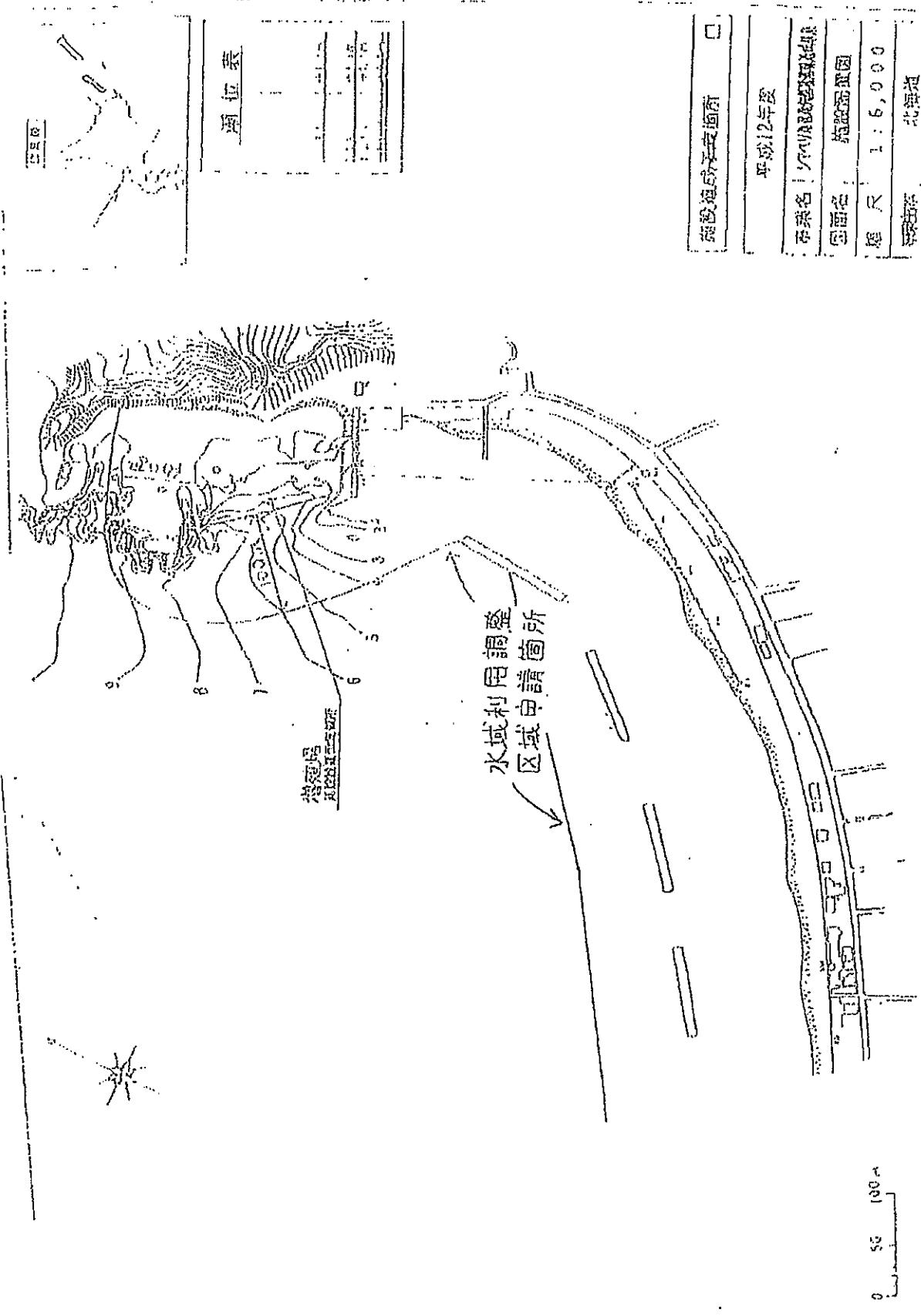
# 蘭島・蘭島觀光海水浴場、水產動植物增殖施設

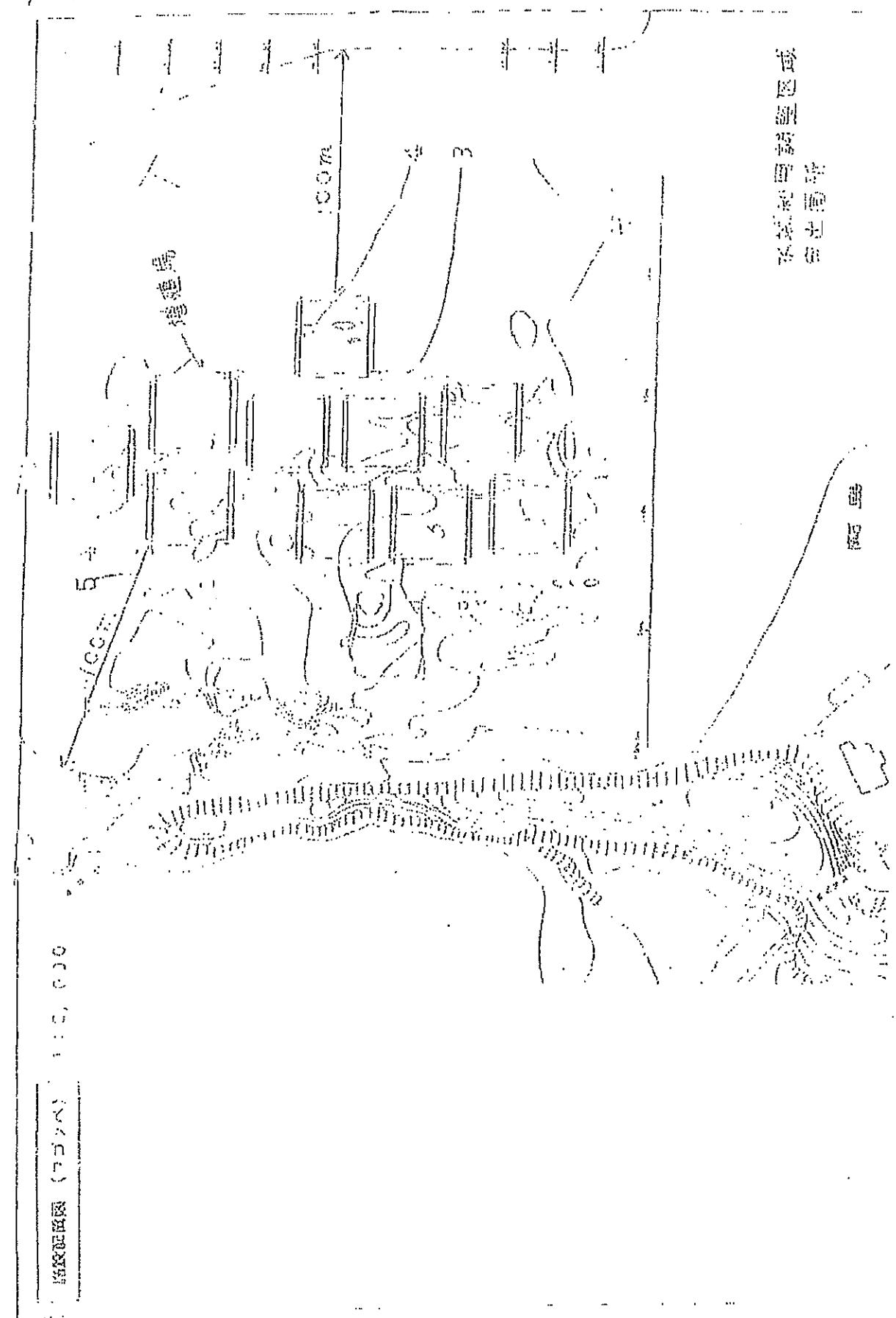




小等市郊示意图

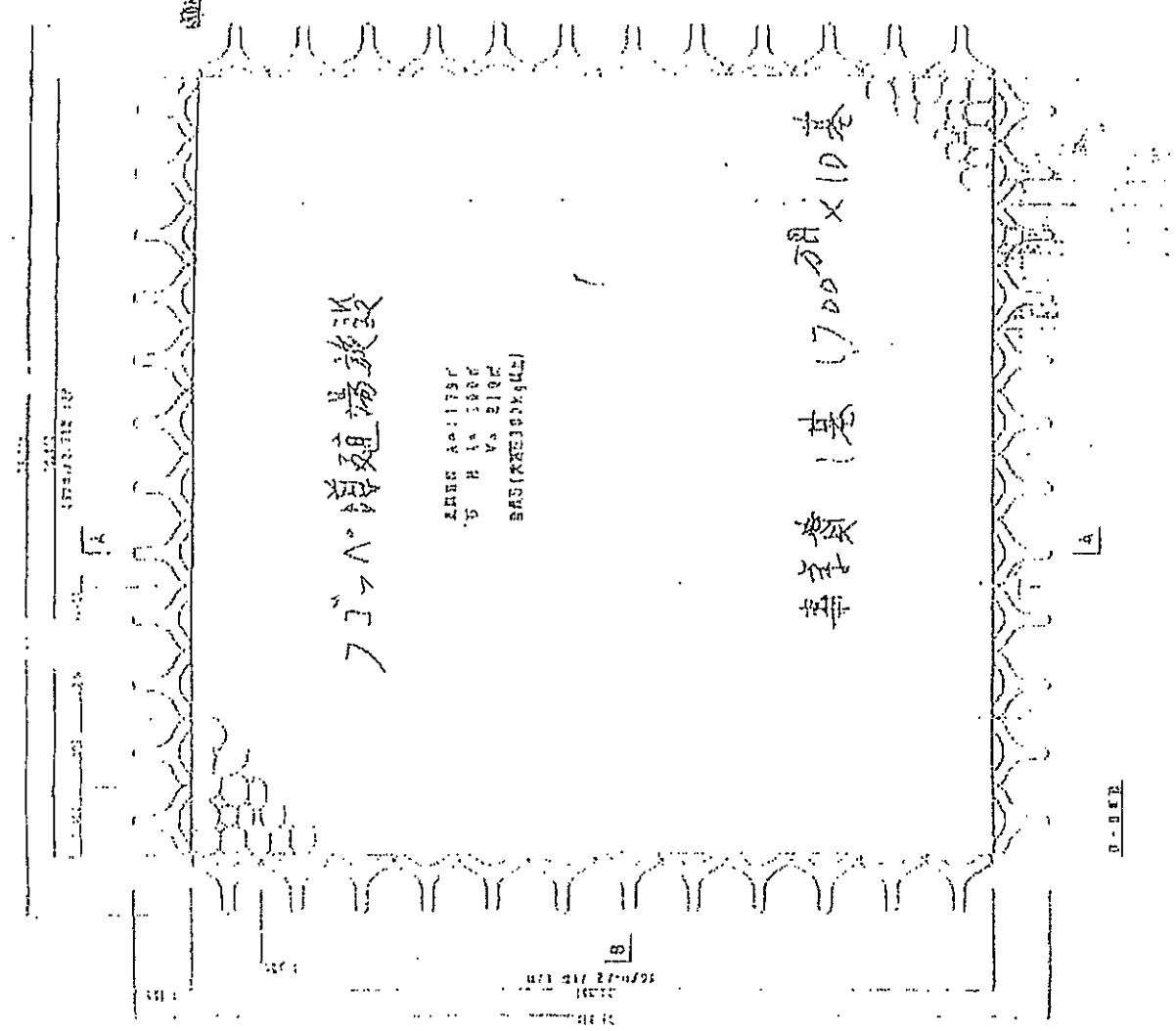




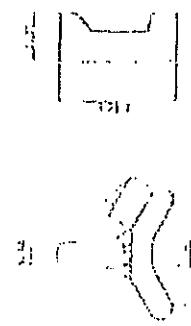


経絡反射図 (コガツベ)

14749 241165



70.55M 2=1:20



70.55M 2=1:20



70.55M 2=1:20

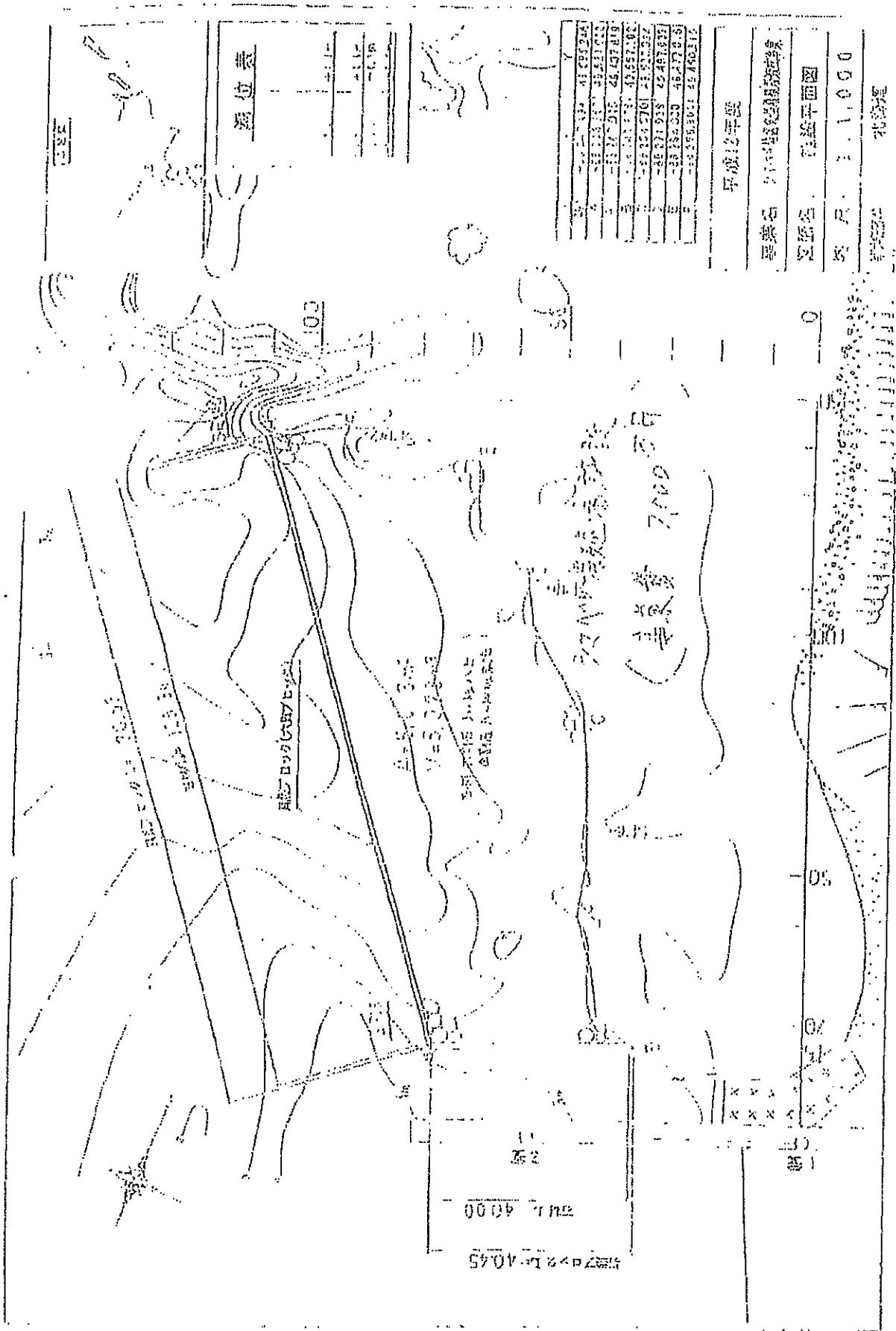
70.55M 2=1:20

70.55M 2=1:20



0—0.000

A



別記第3号様式（第10条関係）

水 域 利 用 調 整 区 域 指 定 申 出 書

令和4年4月28日

北海道知事 鈴木直道 様

〔申出者〕

団体名 余市町

職・氏名 余市町長 齊藤 啓輔

住 所 余市町朝日町26番地

電話番号 (0135) 21-2125



北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第18条第2項の規定により、  
次のとおり水域利用調整区域の指定を申し出ます。

1 指定を求める水域の区域	海水浴場の遊泳区域から左右50m、沖合い50mを含む 地域（添付地図のとおり）
2 指定を求める期間	令和4年7月15日 から 令和4年8月16日 まで（33日間）
3 指定を求める行為	別紙のとおり
4 指定を必要とする理由	別紙のとおり
5 その他	

注1 〔申出者〕の欄については、申出者が団体である場合の職・氏名の欄は代表者のもの  
のを記入し、申出者が個人である場合の団体名の欄の記入及び職・氏名欄における職  
の記入は不要とすること。

なお、職・氏名欄に申出者本人が署名した場合は、押印を省略することができます。

2 1の欄は、指定を受けようとする水域の区域を具体的に記入し、当該区域を正確に  
明示してある地図等の書類を併せて添付すること。

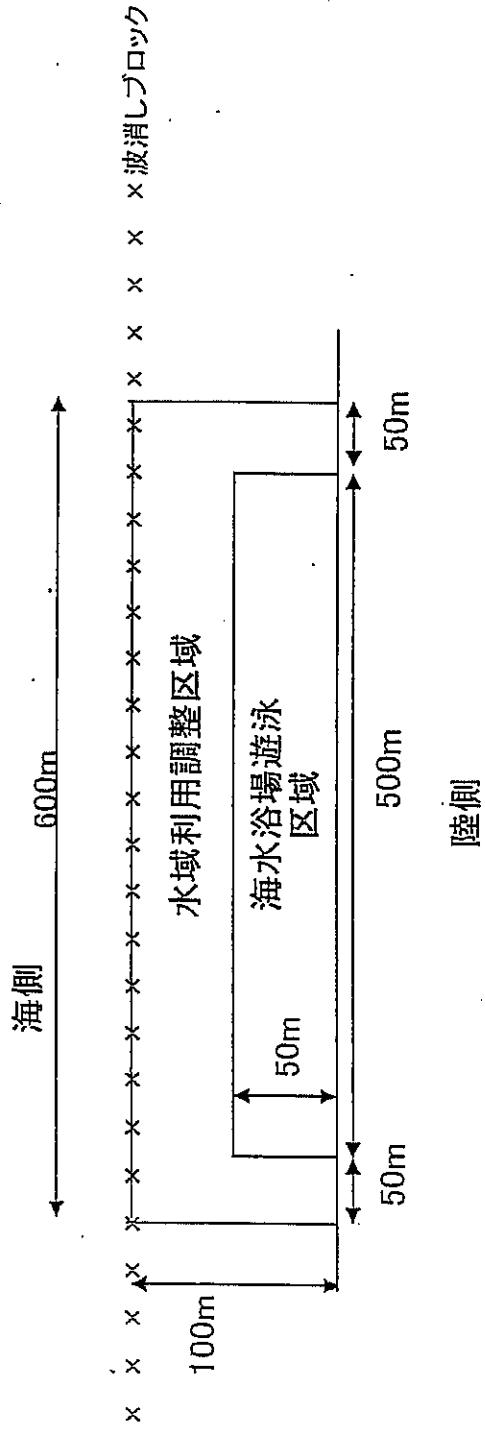
3 4の欄は、指定を求めようとする水域の年間遊泳者数（一番多い時期の1日当たり  
の数）、プレジャーボート等の集隻数（一番多い時期の1日当たりの数）、遊泳者等  
とプレジャーボート等の混在状況、プレジャーボート等の運行の状況、過去における  
事故の発生状況、地元における水難事故等防止の取組状況及びその効果の程度など、  
指定を求めようとする区域の実情を具体的に記入すること。

4 5の欄は、区域指定に係る特記事項等があれば、適宜記入すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 指定を求める行為	添付地図で示した水域利用調整区域内における全てのプレジャーボートの航行を禁止する。
4 指定を必要とする理由	<p>浜中・モイレ海水浴場は、余市町唯一の海水浴場で札幌圏からも近く、余市湾に位置し沖には波消しブロックがあるため、比較的波の穏やかな海水浴場として、毎年2万人以上の方々に利用されております。</p> <p>一方で、近年海洋レジャーの多様化に伴い、水上オートバイ、モーターボート等のプレジャーボートが周辺水域に多数出没しております。</p> <p>当海水浴場は道路（国道・町道）に面しているために水上オートバイの搬入ができる環境に置かれていることや余市フィッシャリーナが隣接していること等によりプレジャーボートが集積し易い状況であります。また、プレジャーボートを海水浴場内に接岸する行為や接岸の際、遊泳区域を表示するブイのロープ切断、遊泳者と接触しそうな距離においてパフォーマンスを行う水上オートバイや、高速で走行するプレジャーボートが立てた波に浅瀬で遊んでいる小さな子供が波をかぶるなど大変危険な状況であります。</p> <p>今まで遊泳者との接触や衝突事故は幸い発生しておりませんが、水難事故防止や遊泳者の安全確保のためには、水域利用調整区域の指定を受けることが絶対不可欠であると同時に遊泳区域より広範囲な区域設定をすることが望ましいと考えております。プレジャーボートと遊泳者との水難事故を未然に防ぎ、遊泳者の安全を確保するためには、海水浴場の遊泳区域内にプレジャーボートを進入させないことが最も必要な措置であり、水域利用調整区域の指定を受けたことにより海水浴場付近に集積したプレジャーボートを注意程度で排除できたという抑止効果が相当あったことから、今年も水域利用調整区域の指定をお願いいたしました申請するものです。</p>

# 浜中・モイシ海水浴場

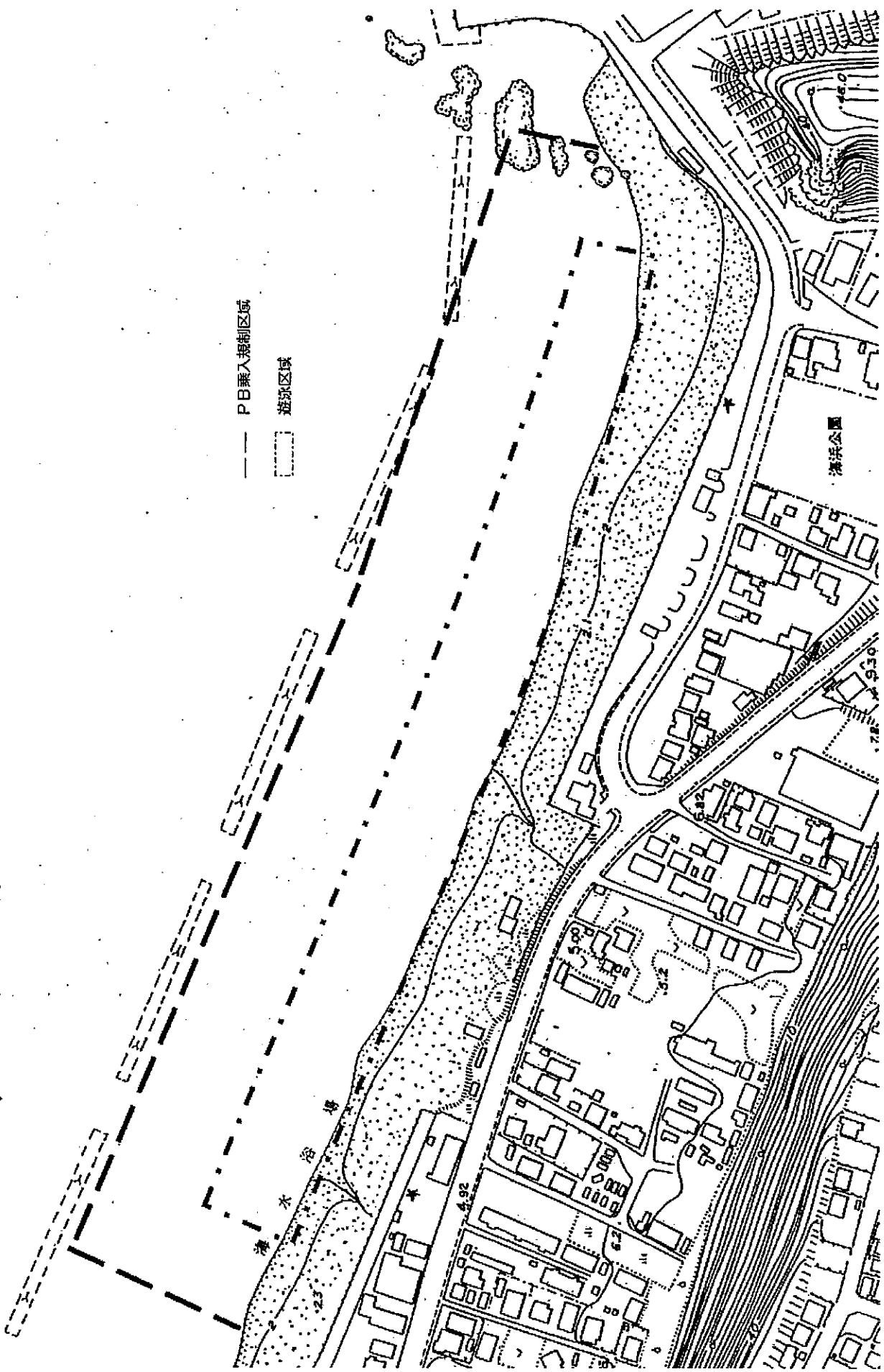


©ZENRIN CO., LTD.

# 浜中・モイレ海水浴場



市 湾 余



## 水域利用調整区域指定申出書

令和4年4月12日

北海道知事 鈴木 直道 様

〔申出者〕

団体名 壮瞥町



職・氏名 壮瞥町長 田鍋敏也

住 所 有珠郡壮瞥町字滝之町384番地1

そうべつ情報館i(アイ)

電話番号 (0142) 66-4200 担当 商工観光課

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第18条第2項の規定により、次のとおり水域利用調整区域の指定を申し出ます。

1 指定を求める水域の区域	壮瞥温泉園地水域
2 指定を求める期間	令和4年 7月 1日 から 令和4年 9月 30日 まで
3 指定を求める行為	北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第18条第2項による水域利用調整区域の指定
4 指定を必要とする理由	<p>壮瞥温泉園地では動力船と手こぎ、足こぎボートの発着する桟橋が複数あり、桟橋に帰還する動力船の危険運転や煽り行為をおこなうことから、親水目的の利用者保護の目的として湖岸から300mまではデッドスローの申し合わせを行うなど水上レジャー事業者や行政が連携して自主ルールを制定してきた。</p> <p>しかし、事業者が危険運転をする動力船利用者に指導するも、変わらず非動力船に対し煽り行為等をおこない、幾度も指導を繰り返しても従わないため、非動力船利用者からの苦情や利用を取りやめる観光客が出るなどの弊害が頻繁に見受けられることから、洞爺湖内水面における関係者で組織される洞爺湖適正化利用推進協議会や壮瞥町水上レジャー対策協議会の合意を経て、壮瞥温泉園地における非動力船が安心して航行できる水域の指定を行うこととした。</p> <p>指定により、動力船の進入範囲を制限され、進入に関する一定の拘束力が生まれるとともに、監視する水域を設けることで動力船運転手のマナー向上にもつながり、非動力船利用者の安全確保が可能となる。</p> <p>以上から指定を必要とする理由である。</p>

5 その他	壮瞥町水上レジャー対策協議会関係者と事前協議をおこない合意した。
-------	----------------------------------

注1　〔申出者〕の欄については、申出者が団体である場合の職・氏名の欄は代表者のものを記入し、申出者が個人である場合の団体名の欄の記入及び職・氏名欄における職の記入は不要とすること。

なお、職・氏名欄に申出者本人が署名した場合は、押印を省略することができます。

2　1の欄は、指定を受けようとする水域の区域を具体的に記入し、当該区域を正確に明示してある地図等の書類を併せて添付すること。

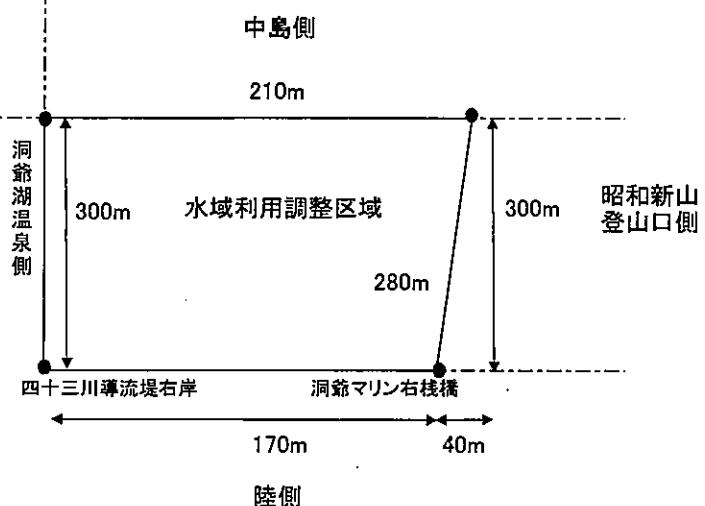
3　4の欄は、指定を求めようとする水域の年間遊泳者数（一番多い時期の1日当たりの数）、プレジャー・ボート等の集隻数（一番多い時期の1日当たりの数）、遊泳者等とプレジャー・ボート等の混在状況、プレジャー・ボート等の運行の状況、過去における事故の発生状況、地元における水難事故等防止の取組状況及びその効果の程度など、指定を求めようとする区域の実情を具体的に記入すること。

4　5の欄は、区域指定に係る特記事項等があれば、適宜記入すること。

5　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

**杜鵑温泉園地水域 令和4年7月1日～9月30日まで**

中島桟橋へ



## 壮瞥温泉園地位置図

